

一般競争入札等案件情報詳細（工事等）

公告	第 2 0 2 5 - 5 9 号	年度	令和 7 年度
区分	工事	工事（業務）番号	第 0 0 9 0 号
名称	清田老人福祉センター外部改修工事		
週休 2 日工事	対象工事		
入札方法	事後審査型制限付郵送一般競争入札		
発注区分	単体企業		
審査区分	事後審査		
最低制限価格	有		
工種（業種）	建築		
等級	B		
落札方式	最低価格		
完成期限又は工期	令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）		
工事場所又は履行場所	札幌市清田区清田 3 条 3 丁目		
内訳書提出	必要		
入札書比較価格	3 4, 9 1 0, 0 0 0 円（予定価格×100/110）		
公告日	令和 7 年 5 月 1 4 日（水）		
入札書提出期限・送付先	令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午後 5 時 0 0 分（簡易書留郵便必着） 一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係 送付先住所（郵便番号 0 6 0 - 0 0 0 1） 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 9 番地オーク札幌ビル 1 階 ※簡易書留郵便以外の方法による提出（送付）された入札書及び提出期限までに到達しなかった入札書は無効とする		
開札	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午前 9 時 4 5 分 一般財団法人札幌市住宅管理公社 3 階会議室 ※入札参加者の開札への立会いは原則行わない。特に立会いを希望する入札参加者は、電子メール（送信先アドレス shimei@s-j-k.or.jp）での事前申込（書式は自由）が必要。立会い参加希望者多数の場合は、電子メールの受信日時の先着 5 者までに限る		
申請書受付期間	開札終了後から令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 4 時 0 0 分まで		
備考	(1) 質問は、要綱様式 7 により、令和 7 年 5 月 2 1 日（水）午後 5 時 0 0 分までに契約担当部へ電子メールで提出（記入・押印済のものを PDF にして添付。送信先アドレス shimei@s-j-k.or.jp）すること。なお、送信後は、メールが正常に到達したか否かを電話により契約担当部へ確認（連絡先電話番号 011-211-3381）すること。質問の提出期限までに電話がなかったものについては、回答対象としない。 (2) 契約締結条件は、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款【令和 2 年 4 月改定】（以下「約款」という。）による。ただし、前払金の使途は、約款の附則を下記枠線内に記載した語句に読み替えて契約締結する。		

備考	【前頁から続く】 附 則 前払金の使用等に関して、第３６条の規定中「仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」とあるのを「仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。以下この条において同じ。）並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用（保証料を含む。以下、同条において同じ。）」と読み替えるとともに、「充当してはならない。」の直後に「なお、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用等に充てられる前払金の額は、前払金の総額の１００分の２５を上限とする。」の語句を加える。 (3) 契約締結後、当公社の関係規程等が改正された場合における受注者が工事現場に設置する者（約款第１０条）については、改正後の規定等によることができる。
----	--

事後審査型制限付**郵送**一般競争入札における入札書の送付方法等について

一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長

本件事後審査型制限付一般競争入札については、「事後審査型制限付**郵送**一般競争入札」の方式により行いますので、入札公告等とともに下記事項を熟読し、参加してください。

記

1 用語の定義

事後審査型制限付**郵送**一般競争入札とは、入札参加者が入札会場に参集し入札書を提出する方法と異なり、当公社が指定する日時までに、**郵送**により入札書を提出する方法による一般競争入札のことです。なお、別に定めのない限り、必要な読み替えを行った上、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）等の諸規程が適用されます。

2 入札書の送付方法等

(1) 入札書の書式

当公社ホームページに掲載している様式（参加者心得「別記様式2」に相当）又はこれに準じたものとする。

(2) 入札書の記載事項等

入札公告等及び参加者心得によること。

(3) 工事費（業務費）等積算内訳書

「別記2」に従い作成すること。

(4) 委任状

入札会場に参集する必要があることから原則不要。ただし、代表者（法人である場合は、事前に当公社へ届出のある支店又は営業所の長等を含む。）が作成し押印した入札書を提出できない場合は、委任状と受任者が作成し押印した入札書の両方の提出を要する。

(5) 特定共同企業体協定書（対象となる場合に限る）

「別記2」に従い作成すること。

(6) 郵送による入札書等提出用の封筒

外封筒（送付用封筒。長形 3 号 120mm×235mm）の中に内封筒（長形 3 号以下。入札書等を封入後、糊付けにより封緘。封印は作成見本のとおりに折り曲げ可）を入れ、郵送する。封筒及び提出先（送付先）記入に際し、縦・横は問わない。

ア 外封筒（送付用封筒）

封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、下記の送付先へ別表の「入札書提出期限・提出先」欄に記載された日時まで（必着）となるよう「簡易書留郵便」にて差し出すこと。

【提出（送付）先】

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 9 番地オーク札幌ビル 1 階

一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係

《封筒の表面記入例》 表面又は裏面に、差出人（入札者名称）を必ず記載すること。
記載のない場合、当該入札書は無効とする。

060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 9 番地 オーク札幌ビル 1 階 一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係 行	切 手
簡易書留 入札書在中	

※送付に要する費用は、差出人で負担願います。

イ 内封筒（入札書等を封入した封筒）

原則として封筒の裏面（継ぎ目のある側を裏面とする。）に以下の事項を記載し、入札書及び工事費（業務費）等積算内訳書を封入（委任状又は特定共同企業体協定書が必要な場合は、あわせて封入）後、封筒の貼り付け部分に代表者の入札使用印（委任状を用いたときは受任者の印）で封印する。

- ① 工事（業務）名称
- ② 入札書提出期限
- ③ 入札者名称（法人の場合は法人名（特定共同企業体の場合は特定共同企業体名）のみで可）

《封筒の裏面記入例》

工事（業務）名称： ●●ほか1施設▲▲保全業務
入札書提出期限： 令和■年■月■日
封印
入札者名称： 株式会社〇〇エンジニアリング北海道支社

3 入札書の無効等

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 参加者心得「8 無効入札」で規定するもの（参加者心得中「持参」は「郵送による提出」と読み替える）
- (2) 入札方法に違反して提出されたとき
- (3) 「簡易書留」以外の方法で提出されたとき
- (4) 提出期限までに到達しなかったとき
- (5) 封印がなされていない内封筒（入札書等を封入した封筒）に入った入札書

4 開札

事後審査型制限付**郵送**一般競争入札においては、「7 開札」の規定を以下のとおり読み替える。

7 開札

- (1) 開札は、指名通知等により定めた日時及び場所で行います。入札書を提出（送付）した入札参加者の開札への立会いは原則行わない。立会いを希望する場合は、別表「開札」欄で示す方法により、電子メール（メールアドレス shimei@s-j-k.or.jp）で当公社契約担当係へ申し込むこと。
- (2) 開札には、入札事務に関係のない公社職員を立ち会わせる。

5 入札金額が同額の場合におけるくじ引き

事後審査型制限付**郵送**一般競争入札においては、「12 くじによる落札者の決定」の規定を以下のとおり読み替える。

12 入札金額が同額の場合

開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札金額で入札した者が2名以上いる場合は、当該入札書送付時の簡易書留郵便の引受番号（お問い合わせ番号）を利用し、次の(1)～(4)により生成する番号を用いた「くじ」により落札候補者を決定し、最低の入札金額でない入札者が2名以上いる場合についても準用する。

なお、不測の事態が生じたときは入札に関係のない公社職員がくじを引き決定する。

(1) 基本番号

11桁の引受番号のうち、7・6・5桁目に相当する数字をいう。

(例) A社の引受番号が「341-14-22424-4」のとき、

7・6・5桁の「422」を、A社の「基本番号」として付与。

(2) 補助番号

11桁の引受番号のうち、下4桁（4・3・2・1桁目）に相当する数字をいう。

(例) A社の引受番号は「341-14-22424-4」のとき、

下4桁（4・3・2・1桁目）の「4244」を、A社の「補助番号」として付与。

(3) 余り番号

次頁の説明例示に記載した「余り番号の求め方」のとおり。

なお、「参加者総数」には、資本関係及び人的関係を有する入札参加者の同一入札への参加回避のため「特定関係に伴う入札辞退届」が提出された入札参加者は含まない。

(4) 比較番号

「補助番号」が小さい者から順に、0、1、2、3・・・と、「比較番号」を付与する。

※「補助番号」が同じ場合は、引受番号の数字の8桁目が、0を含め最も小さい者

（8桁目が同じ数字となった場合は、9桁目、10桁目、11桁目、5桁目、6桁目、7桁目の順に数字の大小を比較する）の順に「比較番号」を付与する。

よって、予定価格の範囲内で最低の入札金額で入札した者が2名以上いる場合、「余り番号」と一致する「比較番号」の者がいれば、その者が落札候補者（第1位）となり、いない場合は、「余り番号」を起点に、1を足した数値の「比較番号」の順で次順位の落札候補者とする。

なお、無効・失格等により落札候補者とならない場合は、当該者の次の「比較番号」の順を以って落札候補者とする（1を足していき「最大比較番号」になったら、「最小の比較番号」の0から1を足していく）。

【次頁へ続く】

【前頁から続く】

例) 入札参加者の総数が 8 者で、①最低制限価格を下回る入札金額で入札した者が 2 者（最低制限価格 10,000 千円とする）、②予定価格の範囲内かつ最低制限価格を下回らない範囲内において最低の入札金額で入札した者が 3 者（C 社、D 社及び E 社）、③予定価格を超える入札金額での入札者が 3 者（F 社、G 社及び H 社）の場合は、下表の通りとなる。

	入札金額 (千円)	引受番号	基本番号 (7・6・5 桁)	補助番号 (4・3・2・1 桁)	比較番号	落札候補者
A 社	9,000 千円	341-14-22424-4	422	4244(8 桁目は 1)	<u>3</u>	失 格
B 社	9,500 千円	430-10-36888-0	36	8880	7	失 格
C 社	10,000 千円	340-34-22476-0	422	4760	5	第 1 位
D 社	10,000 千円	426-08-89032-6	889	326	0	第 2 位
E 社	10,000 千円	340-47-32094-1	732	941	1	第 3 位
F 社	12,000 千円	301-22-42424-4	242	4244(8 桁目は 2)	4	失 格
G 社	12,000 千円	300-07-15795-0	715	7950	6	失 格
H 社	12,000 千円	344-10-09354-2	9	3542	2	失 格

基本番号合計 3,467

参加者総数 8

除算結果 商(整数) 433

※小数点以下切捨て

余り番号

[余りの数値]

3

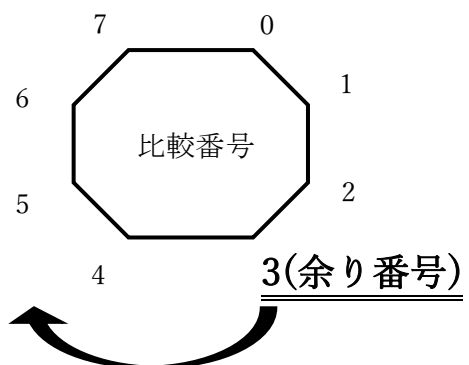
(余り番号の求め方)

基本番号合計 - (商 × 参加総数) = 余り番号

3467 - (433 × 8) = 3

順位付け
図 解

3 を起点に 1 を足していき順位を付ける
= 3 を起点に時計回りで順位を付ける



6 再度の入札

予定価格範囲内に入札者がいなかった場合において、再度の入札を行うときは、関係する入札参加者へ通知し、後日行います。

7 入札結果の公表

落札候補者（第 1 位）へは電話等により結果を通知するので、指定された期日までに申請書を提出すること。それ以外の参加者については、開札日から起算して 5 営業日以内に公社ホームページ上で公表するとともに、総務部総務課において閲覧に供する。

以 上